

(福垣内議員)

Q 後期高齢者医療制度における負担増の凍結の説明を。

A 町広報やホームページを通じ、分かりやすい対応を行う。

(平本住民課長)



Q 平成20年4月から始まる「後期高齢者医療制度」について、新たに保険料負担を求める事が予定されていたが、「激変緩和」を理由に負担増を先送りする事が決まった。町内の高齢者から、内容について心配だという声もある。高齢者に分かりやすい説明を。

A これまで保険料負担がなく、子供などに扶養されている被保険者については、緩和措置として、均等割額が平成19年4～9月は無料で、続く半年間は1割の負担、2年目についても5割の負担となっている。高齢者への説明については、11月及び12月に全戸にリーフレットを配布し、また2月の町広報やホームページに掲載する予定である。窓口においても、リーフレットを準備し、分かりやすい対応を行っていく。

(白築議員)

Q 後期高齢者医療制度について問う。

A 独自の軽減措置は必要ないが、広域連合と連絡調整を行うことで意見を反映させていきたい。

(立花民生部長)



Q 今年4月から発足する「後期高齢者医療制度」は、75歳以上の高齢者を現在加入している国民健康保険等から切り離し、高齢者だけを被保険者とする制度だが、この制度についてどう思うか。

A 医療費が大幅に伸びていることを考慮すると、国民皆保険を基本とした医療制度の実現には、受益者負担が必要なこともやむを得ないと考えている。また、この制度では病院等での負担を除いた医療費の4割を、75歳以下の方の健康保険料で賄うこととされているが、この割合以上に負担をしていただくことや、他の税で賄ったりすることは、理解がいただきにくいものと考えている。

Q 広域連合に対し、独自の減免制度を条例に設けるよう働きかけをすべきではないか。

A 医療費が増加している状況や、受益者負担という考え方、激変緩和措置及び軽減制度といった措置がなされていることを考慮すると、現時点で独自の措置は必要ないと考えている。

Q 広域連合に、高齢者の生活実態や意見を反映させるため、町としてどのように対応するのか。

A 広域連合議会や広域連合運営審議会等と、住民との関係が近い各市町の担当部署窓口と連絡調整を図ることで対応していくと聞いているので、連絡調整を行っていきたく考えている。